

ここでのエサやりはご遠慮ください

ご近所でお困りの人がいます

門真市美しいまちづくり条例より

(動物との関わり)

第31条 市民等は、カラス、犬、猫その他の動物で飼い主のいないもの又は飼い主の不明なものが、生ごみ等に依存することにより、良好な生活環境を損なうことのないよう、当該生ごみ等を適切に管理しなければならない。

2 市民等は、鳩、犬、猫その他の動物で飼い主のいないもの又は飼い主の不明なものに、むやみに給餌を行うことにより、ふん害を発生させる等良好な生活環境を損なってはならない。

門真市は地域猫活動を
支援しています
詳しくはこちらを
ご覧ください

